

産業廃棄物処分業許可証

住 所 常滑市字大流天竺口15番地

氏 名 市田建設 株式会社
代表取締役 市田 浩樹 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年11月17日
許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年11月13日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 2品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所

常滑市字大流天竺口15番

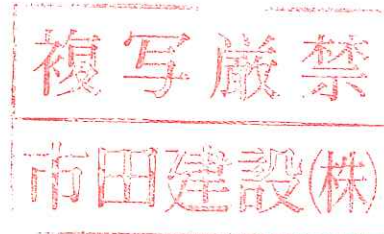
イ 設置年月日

昭和58年9月12日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

800t/日 (100t/時間)



許可番号第 02320035214 号

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成13年4月26日

使用届出

(2) 破碎施設

ア 設置場所

常滑市樽水字東頭高32

イ 設置年月日

昭和62年5月20日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

400t/日(50t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成13年4月26日

使用届出

(3) 破碎施設

ア 設置場所

常滑市樽水字東頭高32

イ 設置年月日

平成9年2月25日

ウ 処理能力

がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

280t/日(35t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成13年4月26日

使用届出

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和53年 7月14日 新規許可

平成 7年11月 6日 更新許可

平成12年11月14日 更新許可

平成18年12月19日 更新許可

平成22年12月15日 更新許可

平成27年11月16日 更新許可

複写厳禁
市田建設(株)

許可番号第 02320035214 号

令和 2年11月17日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



複写厳禁
市田建設(株)

044277